

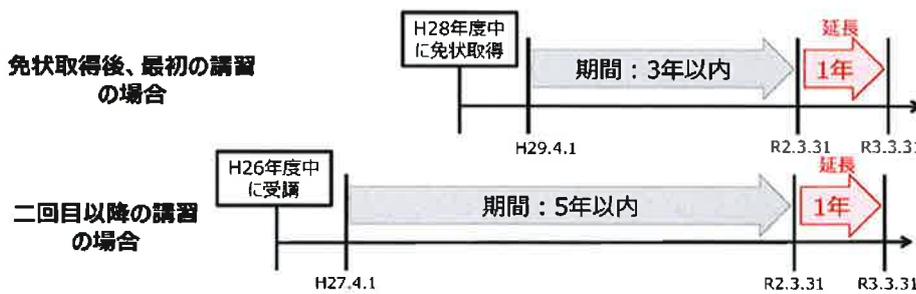


【重要】新型コロナウイルス感染症に伴う法定講習の延長について

LPガス協会からも連絡がありましたが、業務主任者講習、設備士講習の期限が延長されます。今一度確認の為、下記に掲載をさせていただきます。（経済産業省HPより抜粋）
 原則、3月31日までに終了となる方は1年延長となっています。また、今年1月までに新たに業務主任者に選任された場合は6ヶ月間延長となります。
 現時点で令和2年度中に期限を迎える方は従来通り令和3年3月までの受講となります。
 ご不明な点があれば担当者までご一報をお願い致します。

業務主任者

講習を受けさせなければならない期間が令和2年3月31日に終了する場合は、期間が1年間延長されます。



例) 令和2年6月30日に期間が終了する場合

上記の期間にかかわらず、選任した日から6月以内に講習を受けさせなければならない場合であって、その期間が令和2年2月1日から6月30日までの間に終了する場合は、右図のとおり期間が6ヶ月延長されます。

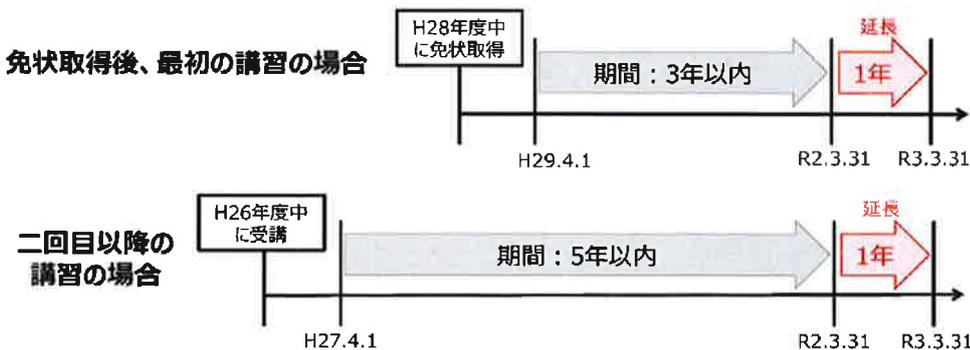


参照条文：液石法施行規則 第23条

充てん作業者

液化石油ガス設備士

講習を受けなければならない期間が令和2年3月31日に終了する方は、期間が1年間延長されます。



参照条文：液石法施行規則 第74条第2項～第4項、第109条

現時点において各講習の開催は未定となります。



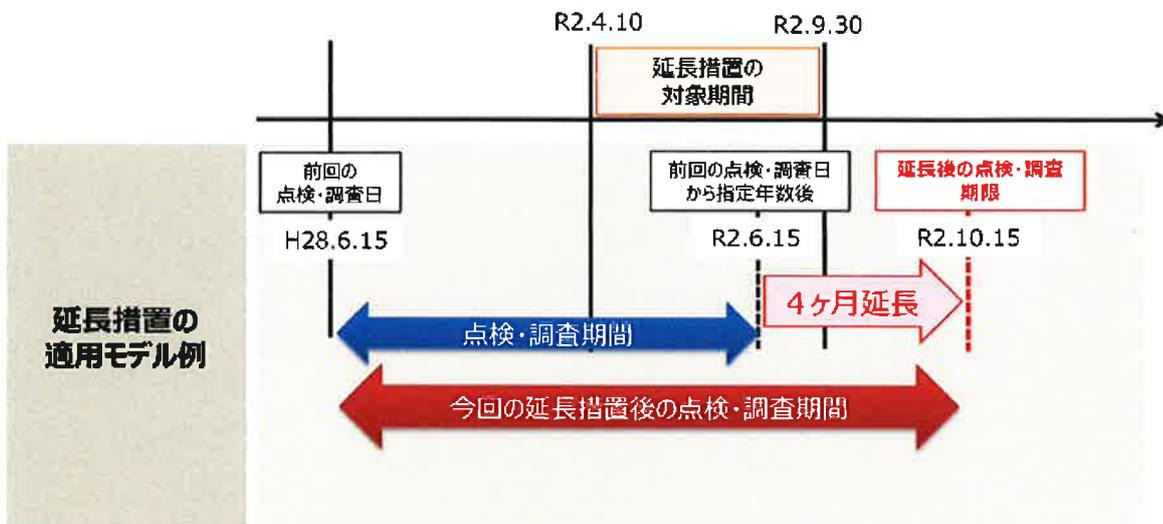
【重要】新型コロナウイルス感染症に伴う法定点検の延長について

左記同様、4年に1回の法定点検にも延長の動きがあります。

「4ヶ月延長」であって「免除」ではありません。お客様自身、点検の訪問に敏感な時期となります。また、一部地域からは拒否をされたという事案も発生していますが、4ヶ月の延長を上手に利用して保安維持に努めていきましょう。

LPガス供給設備点検 消費設備調査 等

左記の点検・調査期間が
令和2年4月10日～9月30日の間に終了する場合は、
下記のとおり点検・調査期間を4ヶ月延長することが可能となります。



参照条文：液石法施行規則第36条第1項第1号、第37条第1号、第38条の2第1項及び第2項

2020年度保安対策指針

経済産業省より2020年の保安対策指針が発表されています。

内、立ち入り検査時の重点項目を下記いたします。自店の保安整備状況と照らし合わせて保安業務を遂行していきましょう。新型コロナウイルスにより立入検査が遅延することが想定されますが、想定外のことが発生した際にも慌てず対応できるように準備していくことが大切です。各項目についてのご相談も応じさせていただきます。

- ①保安業務に係る委託業務の内容
- ②保安業務の実施状況
- ③緊急時対応の体制
- ④他工事対策等の周知状況
- ⑤液石法第14条第1項に基づく書面の交付状況
- ⑥液石法第16条に基づく貯蔵施設等に係る基準適合義務等の遵守状況
- ⑦液石法第16条の2に基づく供給設備に係る基準適合義務の遵守状況
- ⑧燃烧器等の消費設備調査の実施状況
- ⑨業務主任者の職務の実施状況
- ⑩LPガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
- ⑪質量販売における基準の適合状況

